

＜養育費請求調停を申し立てる方へ＞

1 概要

子どもを扶養する義務は両親にありますので、両親が離婚した場合であっても、双方がその経済力に応じて子どもの養育費を分担することになります。

養育費について話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、子を監護している親から他方の親に対して、家庭裁判所に調停又は審判の申立てをして、養育費の支払を求めることができます。調停手続を利用する場合には、子の監護に関する処分（養育費）調停事件として申し立てます（離婚調停の申立てに伴って離婚後の養育費について話し合いたい場合は、夫婦関係調整調停（離婚）を利用してください。夫婦が別居中に、子どもの養育費を含む夫婦の生活費の支払について話し合いたい場合は、婚姻費用の分担調停を利用してください。）。

また、一度決まった養育費であってもその後に事情の変更があった場合（再婚した場合や子どもが高校に進学した場合など）には養育費の額の変更を求める調停や審判を申し立てることができます。

調停手続では、養育費がどのくらいかかっているのか、申立人及び相手方の収入がどのくらいあるかなど一切の事情について、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して審判をすることになります。

2 申立人

- ・父
- ・母

3 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

- ・ 相手方の住所地が徳島県内の場合の申立先は、次のとおりです。

（相手方の住所地）	（申立先）
徳島市、小松島市、阿波市、鳴門市、吉野川市、名東郡、板野郡、勝浦郡、名西郡	徳島家庭裁判所
阿南市、那賀郡	徳島家庭裁判所阿南支部
海部郡	徳島家庭裁判所牟岐出張所
美馬市、美馬郡	徳島家庭裁判所美馬支部
三好市、三好郡	徳島家庭裁判所池田出張所

4 申立てに必要な費用（調停の場合）

- (1) 収入印紙・・・1200円（子1人につき）
- (2) 郵便切手100円×2枚、84円×8枚、20円×2枚、10円×5枚
（合計962円分）

(郵便切手については、必要に応じて追加で納付をお願いすることがあります。)

※ 収入印紙と郵便切手は、当裁判所内では販売しておりませんので郵便局などで購入してください。

5 申立てに必要な書類

(1) 申立書とその写し各1通

- ① 申立書の写しは、原則として相手方に送付することになります。
- ② 申立書は、裁判所用、相手方用、申立人(あなた)用として3通(相手方用及び申立人用は裁判所用のものをコピーしたもので可)作成し、そのうち2通を提出してください。
- ③ 相手方にあなたの連絡先(住所や電話番号等)を知られたくない場合は、申立書の住所欄に「非開示」と記載してください。

(2) ①事情説明書(養育費)

②連絡先等の届出書

③進行に関する照会回答書

(3) 未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書)(3か月以内に発行されたもの)

6 調停手続に必要な資料

次の資料は、申立てをするとき又は第1回調停期日までに提出してください。

(1) 申立人の収入が分かる資料

源泉徴収票写し、給与明細書写し、確定申告書写し、非課税証明書写し等

(2) 過去に養育費に関する取決めをしている場合

調停調書写し、審判書写し、判決書写し、公正証書写し、合意書写し等

7 資料の提出方法、資料の閲覧・謄写(コピー)について

(1) 裁判所に提出する資料に他方当事者及び裁判所にも知られたくない情報が部分的にある場合は、該当部分(住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所や勤務先等)を隠した上でコピーしたものを提出してください。

※ 原本にマジック等で黒塗りすると、後で原本が必要になった場合に利用できなくなりますので注意してください。また一度提出された資料は返却できませんので注意してください。

(2) 裁判所に提出する資料について、他方当事者にその全部又は一部の情報の非開示を希望する場合は、別添の「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の次に当該資料を付けてホッチキスで止めるなど一体として提出してください(相手方にあなたの連絡先(住所や電話番号等)を知られたくない場合は、5(2)②の「連絡先等の届出書」には、必ず「非開示の希望に関する申出書」を添付してください。)

(3) 裁判所に提出された資料等については、非開示の希望が出されている資料も含め、他方当事者は、閲覧・謄写(コピー)の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうかを判断します。非開示希望が出されても、場合によっては閲覧・謄写の対象となる場合があります。

非開示を希望する資料の提出方法イメージについて

上記(1)の場合

住所 XXXXXXXXXX 氏名 裁判 太郎
【提出方法】 知られたくない情報(住所や勤務先等)を隠した上でコピーして提出する。

上記(2)の場合

非開示の希望に関する申出書（別添）
【提出方法】 非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入し、資料をホッチキス等でとめて一体として提出する。

(4) 調停が不成立で終了し審判手続が開始された場合には、調停手続中に提出された資料等のうち、裁判官が審判手続の審理に必要と判断した資料等は、閲覧・謄写（コピー）の申請があれば、原則として許可されることになります。

8 調停の進め方について

調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2～3時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。詳しくは別添のQ&Aをご覧ください。

徳島家庭裁判所 家事調停係

〒770-8528 徳島市徳島町1丁目5番地1

電話（088）603-0148